

奥多摩町小口事業資金融資制度(運転・設備)

* ご相談・申し込みは下記へ
 奥多摩町役場 観光産業課 Tel 83-2295
 青梅商工会議所 奥多摩支所 (火・木のみ)

融資の条件等 制度内容	融資の対象者	資金使途	貸付 限度額	利率(年利)			融資期間 返済方法	保証
				利率	利子 補給	事業者 負担		
運転 資金	町内に引き続き住所、もしくは 主たる事業所を有し、かつ町 内において1年以上同一事業 を営み、市町村税を滞納して いない者(新規事業を含む)	商品・材料仕入・ 買掛金・手形決済 諸経費の支払い等	1,500 万円	3.00 %	1.50 %	1.50 %	7年以内 (据え置6か月含む) 月賦均等償還	1人以上の連帯保証人また は担保、あるいは信用保証協 会の保証があること。
		工場・店舗の増改築 ・機械類の購入、設 備の設置改善(未着 手の設備に限る)	3,000 万円				9年以内 (据え置12か月含む) 月賦均等償還	

【申込人の資格】

- ①町内に引き続き住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において1年以上同一事業を営み、市町村税を滞納していない者。(新規事業を含む)
- ②町議会議員の選挙権を有すること。(法人は除く)
- ③市町村税が年額1,000円以上の納税者で、すでに納期を経過した分のすべての市町村税を完納していること。
- ④確実な1人以上の連帯保証人(法人の場合は代表者の他に1名以上)または担保あるいは信用保証協会の保証があること。
- ⑤従業員数が20人以下(ただし、商業・サービス業(旅館・宿泊業は除く)は5人以下)の事業者。

【連帯保証人の資格】

- ①一定の職業を有し、申込人と同居していない独立の生計を営んでいる世帯主で、町内に3年以上引き続き居住していること。
- ②町議会議員の選挙権を有すること。
- ③町税が年額5,000円以上の納税義務者で、すでに納期を経過した分のすべての町税を滞納していないこと。
- ④この融資につき他に保証していないこと。
- ⑤上記に関わらず町長が特に認められた者。

【申込に必要な書類】

- ①融資申込書(所定用紙)
- ②設備資金の場合は、事業計画書(所定用紙)、見積書・図面・カタログなど
- ③最近の決算書及び確定申告書控(1期分)
- ④最近の試算表(決算後6か月以上経過の法人のみ)
- ⑤登記簿謄本(3か月以内のもの、法人のみ)
- ⑥申込者の市町村税の納税証明書(町民税・固定資産税・軽自動車税)
*法人の場合は法人と代表取締役の両方の納税証明書が必要。
*保証人付きで申し込む場合は保証人の納税証明書も必要。
(納税証明書は全て役場庁舎・古里出張所にて入手できます。)

【その他】

- ①信用保証料については町から1/2の補助があります。(所定用紙で申請してください。)
- ②融資の限度については貸付限度額の範囲内において、再度融資の申込みをすることができます。
- ③利子補給率が1.6%以下の場合、本人負担を0.1%を最下限とし、利子補給率は利率から0.1%引いた補給率とします。

令和8年4月20日現在